学校法人藤枝学園寄附行為

第１章　総　則

（名称）

第１条　この法人は、学校法人藤枝学園と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、事務所を静岡県藤枝市前島２丁目３番１号に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、仏教の教義に基づき学校教育を行うことを目的とする。

（設置する学校等）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1)　藤枝順心高等学校　　全日制課程、普通科　調理栄養科（調理士養成施設）　美術造形デザイン科

(2)　藤枝明誠高等学校　　全日制課程、普通科、英数科

(3)　藤枝順心中学校

(4)　藤枝明誠中学校

(5)　藤枝順心高等学校附属幼稚園

一部改正(平成25年1月29日)

第3章　役員及び理事会

（役員）

第5条　この法人に、次の役員を置く。

(1)　理事　　7人

(2)　監事　　3人

2　理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

一部改正(平成17年3月28日)

（理事の選任）

第6条　理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1)　この法人の設置する学校の校長（園長含む。以下同じ。）の職にあるもののうち、理事会において選任した者　　1人

(2)　評議員のうちから評議員会において選任した者　　2人

(3)　学識経験者のうちから理事会において選任した者　　4人

2　前項第1号及び第2号の理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

（監事の選任）

第7条　監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2　前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相

反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

一部改正(平成17年3月28日　令和2年4月1日)

(親族関係者の制限))

第8条　この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が 1 人を超えて含まれることになってはならない。

2　この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員（校（園）長及び教員その他の職員を含む。以下同じ。）が含まれることになってはならない。

3　この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

一部改正(令和2年4月1日)

（役員の任期）

第9条　役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2　役員は、再任されることができる。

3　役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

一部改正(令和2年4月1日)

（役員の補充）

第10条　理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（役員の解任及び退任）

第11条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2　役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

一部改正（平成17年3月28日　令和2年4月1日）

（役員の報酬）

第12条　役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

条文追加（令和2年4月1日）

（理事長の職務）

第 13 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

一部改正（平成 17 年 3 月 28 日）

（理事の代表権の制限）

第 14 条　理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長職務の代理等）

第 15 条　理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

一部改正（平成 17 年 3 月 28 日）

（監事の職務）

第 16 条　監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為

又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを静岡県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が発生するおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

追加（平成17年3月28日　令和2年4月1日）

（顧問）

第17条　この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務について相談に応ずる。

4 顧問は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

5　顧問の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。

6　顧問が第11条第1項の各号の一に該当するに至ったときは、理事会が解任する。

（理事会）

第18条　この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

2　理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3　理事会は、理事長が招集する。

4　理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から、会議に付議すべき事項を示して理事会の召集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを召集しなければならない。

5　理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6　前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

7　理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8　理事長が第4項の規定による召集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9　第16条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10　理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過

半数に達しないときは、この限りでない。

11　前項の場合において、理事会に付議される事項につき、書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12　理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

13　理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

一部改正（平成17年3月28日　令和2年4月1日　令和5年4月1日）

（議事録）

第19条　議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2　議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。以下同じ。）若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3　利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

追加（令和2年4月1日　令和5年4月1日）

第4章　評議員会及び評議員

（評議員会）

第20条　この法人に、評議員会を置く。

2　評議員会は、15人の評議員をもって組織する。

3　評議員会は、理事長が招集する。

4　理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から、会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを召集しなければならない。

5　評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6　前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7　評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

8　評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。但し、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9　前項の場合において、評議員会に付議される事項につき、書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

10　評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のと

きは、議長の決するところによる。

11　議長は、評議員として議決に加わることができない。

12　評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

一部改正（平成17年3月28日　令和2年4月1日　令和5年4月1日）

（議事録）

第21条　第19条第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。

2　議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

一部改正（令和2年4月1日　令和5年4月1）

（諮問事項）

第22条　次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1)　予算及び事業計画

(2)　借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(3)　役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

(4)　予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(5)　寄附行為の変更

(6)　合併

(7)　目的たる事業の成功の不能による解散

(8)　寄附金品の募集に関する事項

(9)　その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

一部改正（平成17年3月28日　令和2年4月1日）

（評議員会の意見具申等）

第23条　評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第24条　評議員は、次の各号に掲げる者とする。

(1)　この法人の設置する学校の校長の職にある者のうち第6条第1項第1号による理事を除く学校の校長　　2人

(2)　この法人の職員（前号に規定する職員を除く。）で理事会において推薦した者のうちから評議員会において選任した者　　3人

(3)　この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者　3人

(4)　学識経験者のうちから理事会において選任した者　　7人

2　評議員のうちには、役員のいずれか一人と親族その他特殊の関

係がある者の数又は評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数(現在数)の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

３　前項第１号及び第２号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

（評議員の任期）

第25条　評議員の任期は２年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

２　評議員は、再任されることができる。

一部変更(令和２年４月１日)

（評議員の解任及び退任）

第26条　評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の３分の２以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

２　評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

追加（平成17年３月28日　令和２年４月１日）

(準用規程)

第27条　第12条の規定は、評議員について準用する。

追加（令和２年４月１日）

第５章　資産及び会計

（資産）

第28条　この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

第29条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2　基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3　運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4　寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

（基本財産の処分の制限）

第30条　基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数(現在数)の３分の２以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

一部変更・追加（令和２年４月１日）

（積立金の保管）

第 31 条　基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

一部変更・追加（令和２年４月１日）

（経費の支弁）

第 32 条　この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

一部変更・追加（令和２年４月１日）

(会計)

第 33 条　この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

追加（令和２年４月１日）

（予算及び事業計画）

第 34 条　この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数(現在数)の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一部改正（平成 17 年３月 28 日　令和２年４月１日）

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第 35 条　予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、

又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数(現在数)の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

一部改正（平成 17 年 3 月 28 日　令和 2 年 4 月 1 日）

（決算及び実績の報告）

第 36 条　この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2　理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

一部改正（平成 17 年 3 月 28 日　令和 2 年 4 月 1 日）

（財産目録等の備付及び閲覧）

第 37 条　この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2　この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為(以下この項において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、請求があった場合（役員等名簿及び寄附行為以外の財産目録等にあっては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3　前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

一部改正（平成17年3月28日　令和2年4月1日）

（資産総額の変更登記）

第38条　この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

一部改正(平成29年3月17日)

（会計年度）

第39条　この法人の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章　解散及び合併

（解散）

第40条　この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1)　理事会における理事総数(現在数)の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2)　この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数(現在数)の3分の2以上の議決

(3)　合併

(4)　破産

(5)　静岡県知事の解散命令

2　前項第 1 号に掲げる事由による解散にあっては静岡県知事の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあっては静岡県知事の認定を受けなければならない。

一部改正（平成 17 年 3 月 28 日　令和 2 年 4 月 1 日）

（残余財産の帰属者）

第 41 条　この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数(現在数)の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

一部改正（平成 17 年 3 月 28 日　令和 2 年 4 月 1 日）

（合併）

第 42 条　この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数(現在数)の 3 分の 2 以上の議決を得て、静岡県知事の認可を受けなければならない。

一部改正（令和 2 年 4 月 1 日）

第 7 章　寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第 43 条　この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数(現在数)の 3 分の 2 以上の議決を得て、静岡県知事の認

可を受けなければならない。

2　私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数(現在数)の 3 分の 2 以上の議決を得て、静岡県知事に届出なければならない。

一部改正（平成17年3月28日　令和2年4月1日）

第8章　補　則

（書類及び帳簿の備付）

第44条　この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

(1) 役員及び評議員の履歴書

(2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(3) その他必要な書類及び帳簿

一部改正（平成17年3月28日　令和2年4月1日）

（公告の方法）

第 45 条　この法人の公告は、学校法人藤枝学園の掲示場に掲示して行う。

（施行細則）

第 46 条　この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附　　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりである。

仲　田　恵　法	(理　事)
鈴　木　儀　一	(理　事)
仲　田　順　光	(理　事)
長谷川　訓　明	(理　事)
伊　村　達　元	(理　事)
多賀須　　節	(理　事)
磯　部　梅　吉	(監　事)
加　藤　占　隣	(監　事)

附　　則

この寄附行為は、昭和58年4月1日より施行する。

附　　則

この寄附行為は、静岡県知事の認可の日（平成3年8月23日）から施行する。

附　　則

この寄附行為は、平成9年11月25日より施行する。

附　　則

この寄附行為は、静岡県知事の認可の日（平成14年7月31日）から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附　　則

この寄附行為は、静岡県知事の認可の日（平成15年3月14日）から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附　　則

この寄附行為は、静岡県知事の認可の日（平成17年3月28日）から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附　　則

この寄附行為は、平成25年1月29日の理事会で議決し、静岡県知事へ届出、平成25年4月1日から施行する。

附　　則

この寄附行為は、静岡県知事の認可の日（平成29年4月28日）から施行する。

附　　則

令和2年1月30日静岡県知事認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附　　則

令和5年2月15日静岡県知事認可のこの寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。